

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 4 2 号
2 0 1 6 年 5 月 9 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 田中 守 殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

「再発防止シート」の提出強要に関する申し入れ

3月11日、大阪第二運輸所において車掌業務締切作業時に「二度入金」を行なった組合員に対して、営業科管理者が曖昧かつ執拗に「再発防止シート」の提出強要を行った。

当該組合員は管理者に「再発防止シート」の作成の意思を伝え、記入に際して日時と場所等の指示を仰いだ。が、管理者は具体的な指示を明確にせず、提出のみを強要したあげく、提出期限を切ったとして「業務指示違反」を通告した。

本来、会社は、社員に対して業務上、発生した事柄の対策を要する場合、その作成にかかる時間を労働時間として明確に伝え、管理者が具体的に指示すべきであるとする。

しかし今回、管理者が「再発防止シート」の作成を組合員に求めた言動は、記入に必要な時間、指示を明確にせず曖昧なまま放置したことが原因によって組合員に「業務指示違反」を通告する結果となったことは断じて認められない。

現在会社は、車掌業務で発生する「二度入金」等の事柄に対する社員への対応において、管理者への事象の報告や再発防止シートの作成を社員の自己の時間で対応させている。また、発生した内容によっては勤務として対応することもあり、一連の勤務としての時間管理が曖昧かつ定まっておらず、管理者によっても対応が違っている。

そうしたことが原因となって組合員に「業務指示違反」が通告されたが、起きた事象の原因究明は放置されたままである。よって、車掌業務で発生する事柄に限らず、業務上必要な事柄は明確に指示し、そうでないものについては社員の任意であることの区別をつけることが必要であるとする。

よって、下記の通り申し入れるので早急に労使協議の場を設定すること。

記

1. 「再発防止シート」の作成は、業務指示なのか明らかにすること。
2. 管理者は、再発防止シートを「手待ち時間に書いて提出」するよう言った。このような指示は極めて不適切と考えるが見解を明らかにすること。
3. 乗務員勤務において、「手待ち時間」は存在しない。仮に存在するとするならどの時間帯であるのか説明すること。
4. 業務において発生した事象の対応に要する時間は、対策を含め労働時間として扱うことがあるべき姿であるとするが見解を明らかにすること。

5. 「二度入金」と「少額過不足金」の事象についての再発防止対策の取り扱いに相違はあるのか明らかにすること。
6. 現場管理者に対して曖昧な指示を行わないよう、また労働時間の厳正化を指導すること。
7. 「二度入金」は非違行為となるのか明らかにすること。
8. 業務指示違反の通告を撤回し、当該組合員に謝罪すること。

以上